

法人会ニエス 2014 3

江東 ひがし

- ◎200名が参加し
盛大に開催
新年賀詞交歓会…………… 2
- ◎「税の絵はがき」募集
60作品集まる…………… 4

浮世絵

東洲齋写楽

二代目小佐川常世の
竹村定之進妻桜木



東洲齋寫樂画



山田 晃氏所蔵

この図は、寛政六年五月河原崎座の「恋女房染分手綱」に登場する小佐川常世役の桜木である。この常世という女方は、愁嘆事に秀いで、花やかさに乏しく「実六分花四分」と評された役者である。しかし当時の有名な女方であった瀬川菊之丞、岩井半四郎につぐ名女方であった。そうした常世の芸風が、この絵では実によく描出されてい

て、顔面描写の固さにも、襷袢の緑に對して、着物の薄紅の對照にしても、襟の白の部分の広がりとったことにも、どこか寂しさがあり、切腹して果てる妻の心情といったものが如実に感じられ、ごく地味な絵であるが、写楽の芸術を知る上では、最も重要な作品の一つであると思う。

(解説 吉田暎二氏 抜粋)

200名が参加して盛大に開催 江東東税務親和会・新年賀詞交歓会

平成26年の年頭を飾る新年賀詞交歓会が1月30日(木)アンフェリシオンにおいて、当会会員及び他の税務5団体会員あわせて200名が参加して盛大に開催された。

この新年賀詞交歓会は、平成20年まで、税務6団体それぞれ単独に実施してきたが、効率面、経費面を勘案して、税務6団体で構成する江東東税務親和会(構成団体名は別掲)の主催で開催することになったもの。

新年賀詞交歓会では、冒頭に大木善夫税務親和会副会長が挨拶し、続いて野田俊樹江東東税務署長、池田美英江東都税事務所長、大井哲爾江東区副区長ら来賓3氏から挨拶をいただいた。

その後、潮見宏文江東東税務署副署長の乾杯の後、来賓・会員との和やかな懇談の後、水谷文彦税務親和会会計監事の中締めで終了した。

- 江東東税務親和会構成団体
- ①江東東納税貯蓄組合連合会
 - ②(一社)江東東青色申告会
 - ③(公社)江東東法人会
 - ④東京税理士会江東東支部
 - ⑤東京小売酒販組合城東支部
 - ⑥江東東間税会

なお、この新年賀詞交歓会に先立ち、当会主催の新春講演会が行われ、シーズ・コンサルティング(株)代表取締役専務の宮崎聡子氏を講師に迎える「あなたから買いたいと言わせる営業心理学」と題し講演いただいた。



盛会の新年賀詞交歓会

「職場での思い出」を講演 潮見副署長 女性部会研修会で



講演する
潮見副署長

女性部会の研修会が、12月11日(水)に亀戸梅屋敷で女性部会員20名が参加して開催され、講師に江東東税務署の潮見副署長をお迎えして「職場での思い出」と題して講演をいただいた。

潮見副署長は、北海道深川市のご出身で高校を卒業後国税の職場に就職。最初の1年は札幌研修所で研修を受けた。同研修所の消灯時間は午後11時で、夜間に勉強していると同時刻に突然、電気が消え就寝を余儀なくされた。また、冬は雪が多いので朝のラジオ体操にかわってつらい雪かきをさせられた。今思えば楽しい思い出である。

務大で1年間の研修を受けた。

この税務大は当時、新宿区にあり、近隣に東京女子医大があった。同大で体育祭になると研修生は「お騒がせします」と同医大の入院病棟に一礼してから競技を始める。入院棟の窓から多くの声援を受けて楽しく体育祭を行った。

その後、税務署、東京国税局、さらに二つの税務署の総務課長勤務を経て昨年から現職に。通算32年の在勤で営繕の業務に携わった年数は14年と長きにわたる。

営繕の業務は、土地の管理や建物の建築・改修等で、計画を立てて予算要求し、国会で承認されれば予算執行する。入札はあらかじめ「CAD」(後掲※参照)という設計ソフトを使って図面をもとに予定価格を算出しておき実施。最も価格の低い業者を採用す



メモをとりながら聴講する女性部会員

る。また、入札業務については会計検査院の検査、さらには有識者からなる入札監視委員会の厳しいチェックがある。現在、計画が進行している東京国税局の築地移転にも携わった。通算14年の営繕業務では、1年目に某税務署で火災、また某税務署ではヘリコプターの墜落など、「えっ?」と思うような怖い(?)話もあり、大変思い出深い事があったと述懐して講演を結んだ。

※「CAD」コンピュータを使って設計や製図をするシステムであり、製図作業や図面作成が正確に処理、編集が容易、データ化、ソフト間の互換性があること等の利点がある。

e-Taxで確定申告!

源泉部会 1月研修会



講師の佐藤 上席

税務署
に行かず
に自宅か
らネット

で簡単、申告ができるe-Tax。今回はそんなe-Tax

xについて江東東税務署個人課税第一部門上席国税調査官の佐藤裕幸氏に操作方法や利便性などの講演をしていただいた。

平成26年1月現在で国税庁のホームページには平成25年度分確定申告特集が設けられており、個人の確定申告なら、この特集コーナーより直接入力して申告することができると

e-Taxで申告をすると自宅から申告できることはもとより、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称、支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができる(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又

は提示を求められることがある。)

また、e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しているので還付がスピーディ。

さらに平成26年1月14日(火)から3月17日(月)の期間中は、メンテナンスタイムの、毎週月曜日0時~8時30分を除いて24時間利用できるなど自宅にいながらメリットある申告が可能だ。

前年など以前にe-Taxで申告をしている場合は、過去の年分のデータを利用することもできるので、入力作業



佐藤上席の指導によるe-Tax体験

が短縮できる。しかしそれでも作成を途中で中断せざるをえない場合でも保存して、後日作成再開することもできる。

また、ホームページ上で申告書を作成しそのデータをプリントアウトして郵送などでの提出も可能である。

なお実際に申告する際には、「電子証明書付の住民基本台

帳カード」とそれを読み取る「ICカードリーダーライター」が必要であるので注意したい。



税務研究部会・江東東間税会

合同研修会を開催

平成25年12月10日(火)法人会館にて、講師に江東東税務署法人課税第一部門統括官 緑川美千代氏を迎え、『通則法改正について・法人一統括のよもやま話』をテーマに税務研究部会と江東東間税会の合同で行われた。

国税通則法は昭和37年に制定され、法人税や消費税など色々な税法の共通事項を定め

たものである。その中でまず、申告内容に誤りがあり、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合、「更正の請求」をすることができ



緑川第1統括官の楽しい講演

改正前はその請求期間が1年であったが、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税については5年に延長された。

次に税務調査手続について、

以前は税務代理を委任された税理士を経由して通知することが多かったが、平成25年1月1日以後に調査を行う場合原則として納税者、そして税務代理を委任された税理士双方に調査開始日や開始場所、調査対象税目などを事前通知することとなった。

そのほか、税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面について説明があり、これは顧問税理士が、「税務署に対して関与先の税務申告書は適正なもので、税理士の立場から適正申告納税の実現を行っています」と申告書に添付できる書面で、これにより、税務署より信頼を受け、税務調査が少なく、または簡単に

なる可能性がある。研修後半は、国税庁ホームページより、インターネット取引に関する確定申告の動画上映や、よもやま話として女性ならではの視点での調査経験談、経営者や管理者としての調査対応など、多岐な内容で参加者にとっては非常に有意義な研修となった。

「税の絵はがき」募集に60作品集まる 管内小学校から 女性部会の租税教育活動

女性部会の租税教育活動の一環として、本年度から小学校の高学年を対象に「税の絵はがき」の募集を行った。

募集にあたっては、平成25年9月6日から同年10月25日までの間、女性部会役員等で小学校のPTAをつとめる

方々が主体となつて行い、その結果、大島南央小学校、第四大島小学校の5年生、6年生から60作品の応募があつた。応募作品については、江東東税務署の協力をいただき、税への理解度、表現力、描画力などを選考基準として法人



女性部会賞
受賞者：松田東紗さん



法人会長賞
受賞者：長内一紗さん



江東東税務署長賞
受賞者：頼政杏佳さん

会長賞、法人会女性部会長賞、江東東税務署長賞、入選10作品を次のとおり選考した。

- 法人会長賞
長内一紗さん (大島南央小学校5年生)
- 法人会女性部会長賞
松田東紗さん (大島南央小学校5年生)
- 江東東税務署長賞
頼政杏佳さん (第四大島小学校6年生)
- 以上三賞の作品は別掲のとおり。
- 入選 (10名全員大島南央小学校)
田邊千智さん (5年生)
茅野有紗さん (5年生)
能登大吾郎さん (5年生)
月岡伶愛さん (5年生)
中村彩乃さん (6年生)
高崎美優さん (6年生)
金子美波さん (6年生)

タオルを被災地支援に!

皆様方がお年賀等でお取引先様などから頂戴するタオルで、未使用で余っているものがございましたら、当会事務局へご提供を賜りますようお願い申し上げます。

当会では、社会貢献活動の一環として、タオルを災害被災地などに社会福祉法人等を通じて寄贈することしております。

災害被災地などでは本当に喜んで使ってくださいの方々が、まだまだ大勢います。随時受付しておりますので是非、ご提供ください。

事務局：江東区亀戸2-17-15
☎ 03-3684-2303

田邊千智さん (5年生) の連合体である東京法人会連合会主催の「税の絵はがき」コンクールに出展され、他の法人会から出展された作品とともに、2月中に東京法人会連合会女性部会長賞が選考される。(本原稿の起稿は1月下旬)

女性部会では、本年度は初めでの試みであったものの、優れた作品が多く集まったことから、次年度からはPTAなどのネットワークを使い、応募学校数・応募数の拡大を図りたいとしている。

また、法人会長賞、法人会女性部会長賞、江東東税務署長賞の受賞3作品については、東京都内の法人会



松前屋 昆布加工小売業の老舗、代表的商品は「比呂女(ひろめ)」
創業、**元中(げんちゆう)9年(1392)**、南北朝時代が終わった年

当時の主人は、南北朝時代に南朝に属し、南北朝の講和成立後、御亀山(ごかめやま)天皇に従って京都の大覚寺に入り、そこで天皇から「松前屋」の家号を賜わり、昆布をはじめとする諸品の調達に当たるようになった。

その後、東京遷都にあたり、東京に移転するか、町商いに転換するか、一大決断を迫られたが松前屋は長年住み慣れた京都に残った。当時の主人は29代目の小嶋文石衛門氏であった。それ以後、広く一般に店を開放し、町商い中心へと方向転換していった。

180度の意識転換が求められた。そもそも“自分の店は格式が高い、などという意識は捨て、すべてのお客に対して頭を下げることから始めた。

松前屋には代々伝わる家訓は特にないが、それでも代々の主人が心得るべき基本は、自然と引き継がれている。**その基本とは、古くから儒教の教えである“仁、義、礼、智、信”という5つの徳(五常)である。これらの徳がなければ、家は栄えない。それを基本にして物事を考え行動し、さらに老舗なればこそ創造性を大切に、受け継がれた伝統を根幹とし、さらに時代性を培うことが大切であるということ**を、代々当主が肝に銘じ今日に至っている。

連載

わがまち 城東 その10

元天神

亀戸五丁目

水難除けを祈願して、亀戸神社前の材木屋さん星野屋商店の脇道を南へ一、二分歩くと、右側に亀戸史蹟「元天神跡」がある。

●元天神の復興

旧蹟元天神は亀戸5丁目36番地、伊藤実氏が経営する都特殊金網株式会社の工場敷地入口脇にある。

先代、故伊藤友健氏は信仰のあつい人で、元天神の復興を語るには、かかせない方だ。氏は地域社会発展のため行政・経済・文教等多岐にわたり、献身的な努力をされ、特に防火・防水事業につくされた功績は大なるものがあつた。その氏が、戦後工場や自宅の復興より早く、元天神を自工場敷地内に再建した。昭和9年亀戸香取神社の当

時の宮司、香取茂世氏から敷地を借りうけ今日に至つた。昭和25年10月、世話人の協力により念願の祭祀を復活、推されて祭主となつた。それ以来毎年10月25日祭典を執行。関係官公署、区内の有志、崇敬者を集めて恒例のお祭りは、亀戸の名物となつている。



昭和60年当時の元天神塚

●元天神の由来

元天神塚旧趾の碑文から、その由来の概要を紹介する。「当初は元北野天神社の社地で、正保3年(1646)2月」筑前国大宰府天満宮の別当、大鳥居信祐という人が一夜霊夢に感じ、社前の神木飛梅の木で天満宮の霊像を刻み、

これを笈に納めて鎮座に適する社地を求めつつ遙々と関東へ憧れの旅を続けてきて、遂に当処亀戸村に辿りつき庄屋に議つたうえ、一先ず古くからある北野天神社の小祠にお祀りした。その後社地が幕府に収用されたので、寛文2年(1662)10月25日村内西北隅に代地をあたえられ、社殿を営まれたのが現在の亀戸天神社である。

亀戸天神社が移設されるにおよんで、同社の発祥の地として、当処を元天神とよぶよ

うになった。元禄年間の水帳には、ここは妙義塚とあるが一般には天神塚または元天神とよんでいた。その後文久4年(1862)2月、現在の石祠がつくられた。昭和9年10月、崇敬者の篤志により、その敷地の一部を存し聖域を整え祭祀を復興して永遠に保存するに至つた。昭和28年10月25日 香取神社宮司 香取茂世 祭主 伊藤友健 (昭和60年当時の原文で掲載)

第3回 通常総会のご案内

開催日 6月11日(水)

会場 アンフェリシオン 5階「カーサ」

第1部 第3回通常総会(午後4時~同5時15分)

第1号議案 平成25年度事業報告承認の件

第2号議案 平成25年度決算報告承認の件

報告事項1 平成26年度事業計画について

報告事項2 平成26年度収支予算について

第2部 懇談会(午後5時30分~)

会費 無料

※参加申込は事務局まで

☎03(3684)2303



▼欧米にはタックス・フリーーダム・デー(税金開放日)という考えがある。1月1日からその日まですべての収入を税金の支払いに充てたとして、納税から開放される日を示す。

▼簡単にいうと、前年に収めた税金の全収入の割合を1年365日に乗じ、その日の到来を待ち、今日までは国のため、明日からは自分の稼ぎというお祝いの日でもある。

▼親しい仲間と一杯やりながら税金談義に花を咲かすのも一興だが、開放日が早かったり、遅かったりすると、お酒の酔いにも差がでてくる。

▼3月17日は確定申告の期限であるが、税金の還付は当然の権利、正しく申告し、タックス・フリーーの祝いを何度でもやっていただきたい。

▼4月から消費税が上がる。増税分が正しく使われることを願いたい。景気が戻り、税金からフリーーとなる日、桜の花の満開が待たれる。(M)

江東東税務署管内の法人企業の皆様へ

江東東税務署

御社の従業員の皆様への確定申告情報提供のお願い
～申告書の作成もできる国税庁ホームページの御案内～

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。会社員の方でも確定申告をする方が数多くおられ、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」を御案内するものとなっています。

つきましては、御社の従業員の皆様に次の方法で情報提供していただくよう御協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード（7種類のファイルの中からお選びください。）
- ④ 回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、従業員の皆様に情報提供

平成26年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
- 1 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
 - 2 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
- 1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間
平成26年4月1日(火)9時～平成26年4月14日(月) [受信有効]
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間
平成26年2月3日(月)～平成26年4月14日(月)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 - 2 インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間
平成26年4月1日(火)～平成26年4月2日(水)
[平成26年4月2日(水)の通信日付印有効]
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間
平成26年2月3日(月)～平成26年4月2日(水)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
- ◇試験日
- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 平成26年6月8日(日) |
| 第2次試験 | 平成26年7月15日(火)～平成26年7月23日(水)のうち指定された日時 |

(注) 詳細については、お気軽に江東東税務署総務課（TEL03-3685-6311内線2011）までお尋ねください。

確定申告は正しくお早めに！

一都税についてのお知らせ (江東都税事務所)

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか?



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所でお済みください。

- ◇ 自動車を譲渡したとき：平成26年3月31日(月)までに移転登録をお済みください。
★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに抹消登録をお済みください。
★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時まで (土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

江東都税事務所 江東区大島3-1-3 電話03-3637-7121(代)

行事予定

3月

6日(木)	決算法人説明会	午前の部 午前10時 午後の部 午後2時	カメラアブラザ
12日(水)	無料記帳相談・税務相談	午前10時	法人会館
18日(火)	「AEDを使用した心肺蘇生法講習」 講師：NPO法人ライフサポート協会認定インストラクター	午後4時	法人会館
20日(木)	源泉部会 研修会	午後3時	法人会館
28日(金)	第5回 理事会	午後3時30分	法人会館

4月

10日(木)	決算法人説明会	午後2時	江東東税務署
14日(月)	無料記帳相談・税務相談	午前10時	法人会館
17日(木)	青年部会 第43回 通常総会	午後5時	法人会館
18日(金)	女性部会 第47回 通常総会	午後2時30分	法人会館
24日(木)	税務研究部会 第43回 通常総会	午後3時30分	法人会館

5月

8日(木)	新設法人説明会	午後2時	江東東税務署
14日(水)	無料記帳相談・税務相談	午前10時	法人会館
16日(金)	源泉部会 第40回 総会・記念式典	午後2時30分	アンフェリシオン

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは次まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,557社 法人会員数 1,959社 加入率 42.99% (平成26年1月31日現在)
バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>